

# 昭和初期中学校入試制度改革について

——岐阜県の状況——

山 本 保

## はじめに

昭和初期、当時の中等教育段階の入学試験制度が全国的に改訂され、ペーパーテストは廃止、内申書、面接による人物評価により入学者を決定するという制度が誕生した。数年を経ずしてこの改革は失敗したが、入学試験の比重がきわめて大きな位置を占める我が国の教育現場において、この改革と失敗のもつ意味は当然また大きいはずである。特に現在高等学校入学試験制度が“内申書体制”と呼ばれ、中学校での評価を重視する体制となっていることの理論的な検討のためには、日本の内申書重視の入試の歴史が明らかにされなければならない。

しかしこれまで、旧制中学の入試制度を、とくに地方レベルでとり扱った研究は数少ないと思われる。本論では、岐阜県の中学校入試を実証的に検討し、あわせて、近代教育と入学試験についての理論を考察する。

## I 入学試験制度論の理論的諸前提

### A 近代公教育と選別の原理

人間が共同体的秩序と規制から解放され、私的個人として確立された近代市民社会においては、教育は個人が自らをより高価な労働力商品として形成する唯一の手段である。しかし教育は私事としての学力獲得競争に敗れ去った者に、その敗北を認めさせるための社会的選別の原理として機能している。

近代教育の本質を持田栄一は“私事としての教育の秩序が自由・平等・機会均等そして“Nationalität”の名において人類普遍の価値として規範化され、国家によって保障される”<sup>1)</sup> ことに求めるが、近代教育の秩序維持機能は教育による選別を、価値として、国民性の一部として、全国民の中に確立した我が国で完成されたといえるであろう。この時国家は、学校を作り、教育課程を決定し、教授組織を経営するにとどまらず、市民社会内部にひきおこされた学力獲得競争が公正に行なわれるための諸方策を遂行する。入学試験制度はそのうちの大きな比重を占めるのである。

教育が社会的選別の原理として確立するには、「教育の機会均等」と「学力による選別」が原則として共同幻想的に承認される。すなわち、国家が設けた多様な学校に入学する場合、受験の機会は平等に保障され、さらに学力によりその及落が判定されることである。これらの原則が共同幻想にすぎないことは、ここでは詳しく論じないが、機会の平等は必然的に結果の不平等を前提とすること<sup>2)</sup>、また、本来それ以外の何ものによっても差別されてはならないとされる能力それ自体が、先天的・人格的にとらえられた character, “純粹に没価値的・科学的用語”たる personality, さらに教育測定運動を経て、学力概念に至った、能力の非現実的、抽象化の過程を指摘しておこう。

教育の機会均等と、学力による選別は、これまで存在した多様な学校段階が必然的に生み出さざるをえなかった社会的威信の不平等を隠蔽するイデオロギーである。多様な学校と社会的不平等との関連を組み換え、これらのイデオロギーを批判していくためには、これらの相互関係をより明らかにすることが必要である。(Ⅲ参照) そのために、まず社会的な選別機能を学校教育が遂行する場合の二つの型を設定する。

### B 消極的選別と積極的選別

近代において教育は私事として存在し、個人の労働能力を高めるための唯一の手段であるから、学校選別の権利は基本的には、その個人及びその親に留保されている。このような親の教育権を前提とした上で学力獲得競争の秩序を保つためには“多様な学校を用意しておいて、親にそれぞれを自由に選択させ、それぞれの学校が『入学試験』という形で『消極的選別』negative Ausleseを行うことが許される限界とされてきた”<sup>3)</sup>。このような進路選別における自由主義的な体制は、現実には、受験競争と学校格差を生み出すことになる。

このような入学難が社会問題とされるにつれ、それを解消するため“子ども自身の能力によって進路を決定し、彼らの『教育を受ける権利』を機会均等に保障”<sup>4)</sup>する入試改革が行なわれる。ペーパーテストではなく、学校

での日常的な教育評価を基礎とした進路指導及びその報告書（内申書）を資料として進路が決定される体制であり“積極的選別” positive Auslese と呼ばれる。すなわち“子どもの進路についての親の私的選択の自由を一定限度制限し『社会化』していくこと”<sup>9)</sup>が教育権論的な意味である。

以上が持田栄一の近代公教育の二つの選別体制である。持田は積極的選別方式の拡大が現在日本の“福祉国家教育構想”のカナメの一つであるとして<sup>6)</sup>、すぐれて歴史的な概念として使用している。小論ではひとまず、積極的選別体制が現代的な公教育再編過程に固有のものとはせず、消極的、積極的それぞれを類型論的に使用し、昭和初期の内申書体制の性格を検討したい。

### C 昭和初期の教育政策

昭和初期の入学試験改革をとりあげる場合当時の教育政策の特徴をどのように認識するかは、重要な問題である。しかし、個々の教育制度の具体的局面を検討する場合、前提としての理論を細かく規定することは、かえって実証研究の妨げとなる可能性も否定できない。ことに昭和初期の教育政策については、その具体的実証的な検討を経た概念規定が十分確定しているとはいえない。ここでは、きわめておおまかに、時代状況の背景について確認するに止める。

大正期から昭和期にかけての教育を持田栄一は明治公教育の再編・近代化の過程ととらえる<sup>7)</sup>。海老原治善によれば、それは帝国主義教育政策の開始期であり<sup>8)</sup>、久保義三はファシズム教育への移行段階期ととらえる<sup>9)</sup>。いずれも、この時期に日本の政治、社会、経済構造が変化し、それに伴い教育政策の新たな方向づけが始まったことが強調されている。一般には、この時期の教育政策は、政治的にはロシア革命、社会主義運動への防御策として階級対立を隠蔽する階級協調路線が開始したことによる国民教育の展開期である。また経済的には後進資本主義国として急速に発展する課題の下、科学技術教育の振興が意識的に進められる。また社会的には、学校教育が正規の階層上昇の手段として確立し、能力主義が一般化していったことが特徴としてあげられる。

昭和初期の教育政策を規定するには、大正デモクラシーの運動をどのように総括するかという問題を避けられない。しかし小論ではそこまで立ち入ることはできないので、久保義三の“日本のファシズム史において、本格的なファシズム運動があらわれたのは、1927年の金融恐慌と1929年の世界恐慌以降である”<sup>10)</sup>との総括に基づき、昭和初期入試改革が本格的な教育支配の日本ファシズムの様式がまだ完成されない、その直前の試行錯誤的

な様々な動きであったことを指摘すればよいであろう。

ところで、戦前期の日本の教育政策をらえとるとき、次のような久保義三の指導が重要であると思われる。久保は戦前の日本の教育を天皇制ファシズム教育であると認識するが教育のファッション化の過程をとらえる場合、天皇制権力と民衆との間の“特殊な関連構造”が作られ“教育支配の様式において広範な民衆の自発的支持を獲得しえたという事実”を強調することが重要である<sup>11)</sup>。支配が正当性をかちうるには被支配者層の合意を獲得することが必要であることは言うまでもないからである。

もちろん日本の伝統的な共同体意識と天皇制とのイデオロギー的な連続性の存在は教育においても否定できない。これらのことからいわれる近代的な階層原理として能力主義を基本とする教育の自由競争的な秩序が、戦前の日本の教育現実の中でどのようなポジティブな意味をもったのか。いいかえれば“教育のファッション化”にどのように積極的な役割を果たしたのかという点が問題である。

以上の原理的諸前提から、昭和初期の中学校入試制度改革をわが国において最初の積極的選別の導入と失敗の経過ととらえ、そこにおける学校の多様化と抽象的な価値一元化の過程を、岐阜県の中学校入学試験制度の変化について具体的に検討していくこととする。

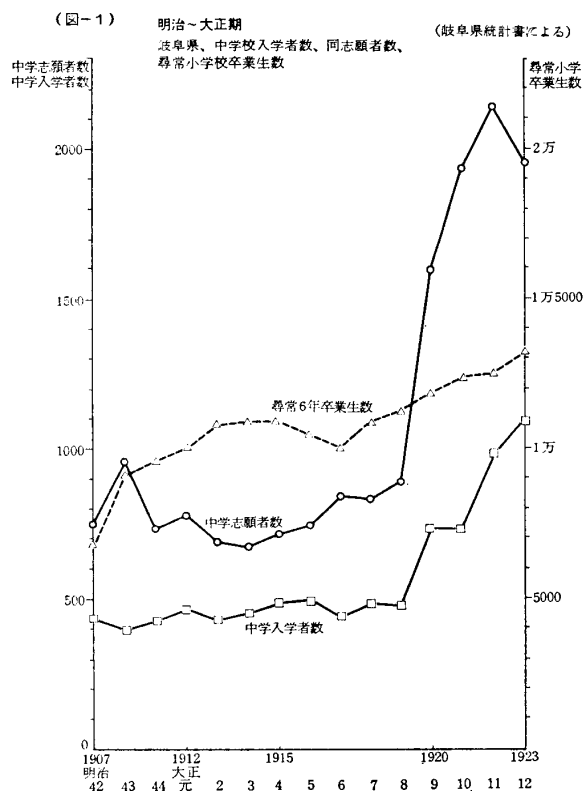
## II 昭和初期入試改革の実際——岐阜県下中学校 9 校の入試状況

### A 岐阜県の中学校入試の概況

明治6年(1873)岐阜市内に岐阜中学校が創設されて以来、同29年(1896)の東濃中学に至って4校(岐阜、斐太、大垣、東濃)が整備され、その後約4半世紀、4校体制であった。従って中学校入学定員もほとんど変わらず、大正8年(1919)で550名である。この間の中学校入試は岐阜中学と大垣中学(大垣市)でのみ実施され、斐太中学(現高山市)と東濃中学(御嵩町)では無試験であった<sup>12)</sup>。明治期から大正8年まで入学志願者数は900名を越えたことはなかった<sup>13)</sup>。(明治43年を唯一の例外とする。この年は徴兵忌避のために中学志願者が増えたのである。)

しかし大正9年(1920)から志願者は急激に増加する。高等教育機関の拡充に伴い全国的に中学校への進学希望者が倍増し、大正期の受験地獄が現出した。(図1)

大正6年(1917)から11年(1922)までの5年間で尋常小学校卒業生数は1.24倍であったが一方、中学志願者数は2.55倍に増加した。「貧しいからこそ、学校を階層上昇の手段としようとする中産階級のはげしい願望<sup>14)</sup>」



が、この進学要求を生み出したのである。

中学志願者の増加に応じて、大正9年(1920)に本巢中学と武義中学が、同10年には海津中学、翌11年には恵那中学が相次いで設立された。同時に、入学試験が実施されるようになった。大正8年には東濃中学で、9年には斐太中学で初めて入学試験が行なわれたことが知られる<sup>15)</sup>。

大正11年度は新設の恵那中学を含め8校に2,134名の志願者があり、定員(1,100名)の1.94倍という最も狭き門であった。しかしこれ以後志願者は漸減し、5年後の昭和2年度(1927)には1.46倍にまで下がってくる。ところが岐阜中学と恵那中学とは、都市部と教育熱心な地域性により、大正15年(1926)の時点でも前者は2.25倍(入学定員200名)後者は2.12倍(同100名)と共に2倍以上の受験者が集中していた。これに対応して恵那中学は翌昭和2年(1927)度から150名に定員増され、また岐阜市の南に隣接する加納町(現岐阜市)に岐阜第二中学(入学定員150名)が新設された。これにより県下で9校の中学校が整備され、この体制は終戦まで変らなかつた。なお岐阜県下では私立中学は明治中期以降終戦後まで設けられていなかった。

### B 積極的選別体制の導入と失敗

当時の中学校入学試験の法的根拠は、中学校令施行規則43条の2、“志願者ノ数入学セシムベキ人員ヲ超過スル時ハ入学試験ニヨリテ入学者ヲ選別スベシ”に則って各県の中学校学則中に入学試験を行なわなければならない

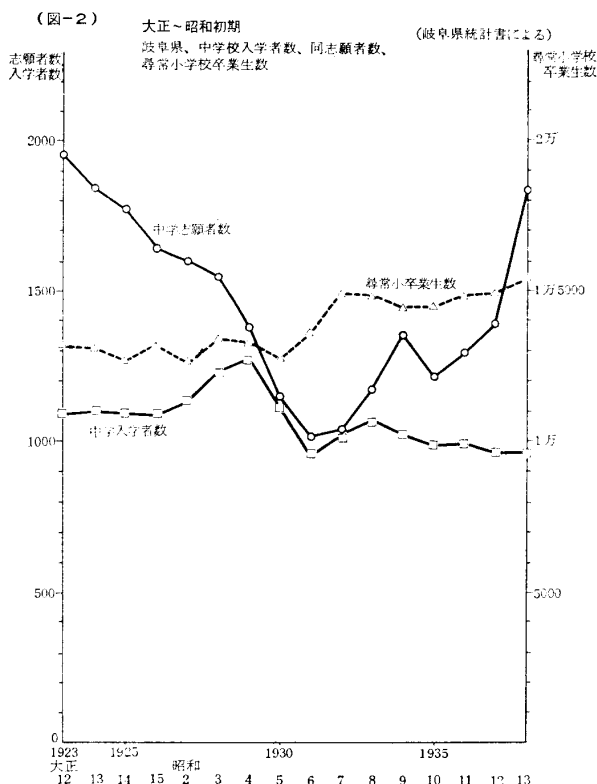
旨定められていた。

大正末期には全国で入学試験に関する悲劇が報道されていた<sup>16)</sup>。昭和2年(1927)6月文相に就任した水野錬太郎は上記の施行規則を削除し入学試験を廃止する改革を発表した。9月7日には「試験制度改正案要綱」が発表され、最終2学年の学業成績、性格、進学志願の適否などを記す小学校長の内申書を重視し、中学校では学科試験を行わず、口頭試問の方法による人物考査で判定する制度がほぼ確定した。しかしすぐさま、人物考査では筆記試問も認められるように“実際家の意見に従って”変更され<sup>17)</sup>、11月22日に全国に通知された。

この入試改革は、中学校令施行規則の入学試験の項を削除したが、それに代る方法を施行規則として制定したのではなく、“準則として”上記の通牒と改革の意義について訓令を示したにすぎなかつたので、入試の細則については、各県によって多少の違いが生じた。例えば東京府では、内申書記入の学業成績は修身から全ての教科を10点法で評定し、その合計点による学級内順位を明確にすることが定められた。成績別の学級編成をしている場合にはその旨を註記させた。しかし学校内の順位は求めていない。また、新制度では内申、人物考査によっても入学者の決定ができない(同点で)場合は、抽籤を行うこととされたが、愛知県では抽籤を避けるような規則を定めていた<sup>18)</sup>。

岐阜県では昭和3年(1928)1月18日に県訓令により中学校学則から入学試験の規定が削除された。岐阜県の内申書の形式は男女を分けずに学校内順位を求めていたとされる<sup>19)</sup>。学業は修身を含め国語、算術、日本歴史、地理、理科までが10点法、図画、歌唱、体操、裁縫、手工、操行が甲乙丙丁の評語による学籍簿と、操行以外の全科目が10点法の学籍簿の両方があり、内申書がどちらを指示したのかははっきりしない。

昭和3年度<sup>20)</sup>と4年度は内申書を重視し学業によらない人物考査によって選抜する制度を厳格に文部省はとるが<sup>21)</sup>、5年度からは、実質的な学力検査が復活される。昭和4年11月には小学校長の内申によって不合格とすることができる場合を制限し、“到底中等学校ノ学習ニ堪ヘスト認メラルル者ニ限”ることが通牒として出され、人物考査についても、筆記試問としてよいとされ、“常識ノ考査ハ小学校ノ教科ニ基キ”出題するように指示された。これは、その1年前に文部省調査部発行の『中等学校入学者選抜に関する制度の実施に就て』の中で、人物考査の問題は“初は平易なる日常生活等に関する範囲により出発し必要に応じて漸次に其の程度を高むる”としていたのと比べ、その意味が全く変わっていた。



昭和5年以降、全国的には“学科試験”は存在しないが“常識考査”という名目で試験（ペーパーテスト）が復活する。しかもこの問題内容については、皮肉にも“常識”ということが逆に歯止めを失っていき、小学校教育を余計に混乱させることとなり、昭和10（1935年）によりやく不適当な問題を県がチェックするように、文部省から通牒が出されることとなった。

岐阜県でも昭和4年（1929）12月28日に内申重視を改め、筆答試験を認める人物考査を基本とする旨の訓令を発した。ここには前年12月11日付の文部次官の声明をそのまま付していた。

昭和初期の入学志願者、入学者、尋常小卒業者は（図-2）の通りである。

昭和3年（1928）からは岐阜第二中学が新設され、入学定員は1,150名から1,300名に増えた。しかし逆に志願者数は減り続け、昭和5年（1930）には1,147名と定員を割ってしまう。なお実際の受験者数はもっと少なかった。岐阜県の中学は私立がなく試験日も統一されていたから（海津中学のみ数日遅れていた）他府県、特に東京などと比べると志願者数と受験者数、実際に中学進学を希望する学生数との差は極めて小さい。とはいえ昭和4年の岐阜県会では、志願者数は大正15年では定員の143%、昭和2年では127%、3年では98%、4年では94%にすぎないことが地方視学官から報告され<sup>22)</sup>、昭和6年からは入学定員が350名削減された。中学校全体の定

員も5年度は2学級（1学級は50名定員）6年度には5学級が整理された。

これ以後昭和10年度まで入学定員は950名であったが、昭和7年以降、入学志願者は再び増加する。7年度には入学者数は志願者数の1.02倍、8年度は1.06倍、9年度は1.30倍、10年度には1.24倍、11年度は1.30倍、12年に1.44倍、13年には1.90倍であり、昭和10年代には再び入学難が社会問題となる。

### C 各中学校の入試方法

#### 1. 各中学の入試方法の変化

昭和初期の岐阜県下各中学校の入学試験制度を学科試験の有無と、その科目数、口頭試問（面接）における学科内容に渡ったかどうかについて項目を立てて分類整理した。（表-1）

〔（表-1）の註〕

各年度、各学校とも入学試験方法について記録されたものが保存されていなかったのものでそれぞれの年次の入学者から2～4名に直接訪問か、大部分は電話で質問する方法をとった。記憶上の誤りや主観的な判断については、もっと本格的な調査を行うことで正される必要がある、そのための前提として、また少しでも県下の全体像をつかむのに有益かと思ひ提示するものである。

①の倍率は入学者定員に対する志願者の割合である。両方の数値とも岐阜県統計書学事篇のものである。なお文部省の各年次年報には県下の合計数が示されているが、その数値は統計書のものとは各年度とも若干のずれがある。特に昭和4年（1929）から8年（1933）にかけてはその差は大きく、中学校入学者数では県全体で100名程、文部省年報の方が少ない数値を示している。

また実際に受験した者の数と志願者数（応募した者）とも差がある。昭和5, 8, 9年度については実際の受験者数を知ることができるが<sup>23)</sup>、この3年度とも実際に受験した者は応募者数の約90%である。すなわち、実際の倍率はこの表の数値に0.9を乗じた数値と推定してよいと思われる。

②は、いわゆるペーパーテストの有無であり、実施しなかったものは（-）、国語と算術を行ったものは（2）、理科と、社会（国史、地理、公民）についての試験があったものは、（4）と表した。ただ、この場合、理科の出題は少なく、地理、国史のものだけの学校が存在するようである。作文が課されたことのはっきりしたものには〈作〉と記した。

③と④は口頭の面接について、③は家庭や将来の希望、簡単な道徳的質問など「人物考査」的な試問の有無を（+）、（-）で示す。

(表一) 各中学校の入学者選抜方法

## 岐阜中学

年 度	倍 率①	学力試験②	面 接	
			常 識③	学 科④
大正 14	2.48	2・作	-	-
15	2.25	2	-	-
昭和 2	1.78	2・作	+	-
3	1.30*	-	+	-
4	1.12*	-	+	-
5	0.97*	2	+	+
6	1.69	-	+	-
7	1.40	-	+	+
8	1.58	2	-	-
9	1.50	2	-	-
10	1.36	2	-	-

## 岐阜第二中学

年 度	倍 率①	学力試験②	面 接	
			常 識③	学 科④
大正 14				
15				
昭和 2				
3	1.30*	-	+	-
4	1.12*	-	+	-
5	0.97*	-	+	-
6	1.14	-	+	-
7	1.19	4	+	-
8	1.26	4	+	-
9	1.77	4	+	-
10	1.50	4	-	-

## 大垣中学

年 度	倍 率①	学力試験②	面 接	
			常 識③	学 科④
大正 14	1.45	2	-	-
15	1.45	2	-	-
昭和 2	1.33	2・作	-	-
3	1.15	-	+	-
4	1.17	-	+	+
5	0.87	-	+	+
6	1.13	-	+	-
7	1.22	2	+	-
8	1.08	-	+	+
9	1.23	-	+	+
10	1.29	4	-	-

## 斐太中学

年 度	倍 率①	学力試験②	面 接	
			常 識③	学 科④
大正 14	1.05	2	+	-
15	1.24	2	+	-
昭和 2	1.33	4	+	-
3	1.07	-	+	+
4	1.04	-	+	-
5	0.81	2	+	-
6	0.73	-	+	-
7	0.72	-	+	-
8	0.84	2	+	-
9	1.09	2	+	-
10	1.13	-	+	+

## 東濃中学

年 度	倍 率①	学力試験②	面 接	
			常 識③	学 科④
大正 14	1.13	2	+	-
15	1.04	2	-	-
昭和 2	1.01	2	-	-
3	0.95	-	+	-
4	0.84	-	+	-
5	0.69	2	-	-
6	1.06	-	+	+
7	0.94	2	+	+
8	1.58	2	-	-
9	1.38	2	-	-
10	1.10	-	+	+

## 本巢中学

年 度	倍 率①	学力試験②	面 接	
			常 識③	学 科④
大正 14	1.39	4	-	-
15	0.95	2	-	-
昭和 2	1.35	2	+	-
3	1.29	-	+	+
4	0.96	-	+	-
5	0.87	-	+	-
6	0.75	-	+	-
7	0.87	-	+	-
8	1.03	-	+	-
9	1.04	2	+	-
10	1.04	2	-	-

## 武 義 中 学

年 度	倍 率①	学力試験②	面 接	
			常 識③	学 科④
大正	14	2	+	-
	15	2・作	+	-
昭和	2	2・作	+	-
	3	-	+	+
	4	-	+	+
	5	-	+	-
	6	4	+	-
	7	2	+	-
	8	2	+	-
	9	-	+	-
10	1.17	2	+	-

## 海 津 中 学

年 度	倍 率①	学力試験②	面 接	
			常 識③	学 科④
大正	14	2	-	-
	15	2	-	-
昭和	2	2	+	-
	3	-	+	-
	4	-	+	-
	5	2・作	+	-
	6	-	+	-
	7	-	+	-
	8	-	+	-
	9	1.18	-	+
10	1.22	-	+	+

## 恵 那 中 学

年 度	倍 率①	学力試験②	面 接		
			常 識③	学 科④	
大正	14	2	-	-	
	15	2	-	-	
昭和	2	2	-	-	
	3	-	+	+	
	4	4	+	-	
	5	0.91	-	+	+
	6	0.98	-	+	+
	7	1.16	-	+	-
	8	1.19	2	-	-
	9	1.89	2	+	+
10	1.49	4	+	-	

④は面談の中で特に各教科別に面接会場や担当者を変えたり、或は、問題用紙を見せて答えさせたり、解答を用紙に記入させたり、地図、実験器具、標本などを提示して質問したりする方法のいずれかをとった場合を(+)と表示する。

なお、岐中と二中の昭和3, 4, 5年度の①は合同選抜を行ったため、両校の志願者数の合計を定員の合計(350名)で除したものである。

表から明らかのように昭和3年度は全中学校がペーパーテストを実施せず、内申と人物考査によって選抜を行なった。また4年度では、6校においてはペーパーテストを行なわず、面接だけであった。5年度は前述したように全国的に、また岐阜県の方針が変更されたことが3校だけが人物考査のみで判定したことに示されている。

ところが6年度になると、7校がペーパーテストも学科学的な面接も行なわなかった。この背景には当時入学志願者が大幅に減少したことがある。受験者が定員に達しなかった学校では、ほぼ全員が入学を許可され、郡部の学校では、中学校の教員が小学校への生徒の勧誘に回り、また、教科書を無償で与えたり、落第をさせないからという約束をしたりしたという事がみられたという<sup>24)</sup>。

8年度以降、学科試験が徐々に復活していったことも表から明らかである。

## 2. 岐中と二中の合同選抜

前述したように昭和3年度(1928)から岐阜第二中学が開校した。当初二中の校舎が完成していなかったこと、また、もともと二中が岐阜中学入学志願者の集中を解消することを目的としていたことから、岐中と二中とはそれぞれの定員の合計を選抜した後、両校にわりふるといふ形の合同選抜を行うこととなった。

このような制度は、昭和2年12月の文部省訓令では都市部において数校の間で合同選抜を行ってよいとされていたものではあるが、東京などでは行われておらず、これまで昭和初期において実施されていた例を知ることができなかったものである。戦後学校群などの形で一般化した方法ではあるが、当時、既設の学校間では実行が困難であったと思われるが、偶然的に条件に恵まれていたものである。

現在、岐中と二中との合同選抜について記録されたものは、見つけだすことができないので、当時の教員の話などを中心にまとめると次のようになる。選抜の方法は次のように行なわれた。岐中と二中のうち一校を受験するものは昭和3年度と4年度は、岐阜中学に願書を提出し、片方の学校をとくに希望する者は願書の余白にその

旨を朱書することとされた<sup>25)</sup>。昭和5年度は、“一校を希望し他を希望しない者は”余白に朱書することとされた。当初この方法によっても、一方の学校を希望する者がその定員を上回ることがなかったので、両校から校長、教頭、教務担当教員が出席した会議で、両校の入学定員の合計350名の合格者を決定し、まずそれぞれの学校を志望する者を優先して各校にわりあて、残りの合格者は、双方の中学校が成績（この場合、内申書の点が重視されたはずである）の平均がほぼ同じになるように割りふったという。もっとも、校長など古参の先生は、縁故などで、有名中学への入学を頼まれたりしていたから、微妙な判定は、新任の教員に押しつけそのような情実の入らないようにしたという<sup>26)</sup>。

もちろんこの両校間に格差というようなものは存在しなかったことは当然であるが、数年のうちに新しい格差が、意識的に作り出されていった。この場合、行政的な意図というよりは、親、地域などの意図が強くはたらいたといつてよい。（『第二中学』という名称が全国的にも、そのような意図を内在させていたともいえるが。）この両校においても、岐阜中学を希望するものが、入学定員を越すようになったときに、合同選抜は廃止されたのである。

### 3. 岐阜夜間中学の開設

これまでの正規の中学校とは別に夜間中学校が全国的にも昭和の初めには設けられてきた。岐阜県においても昭和6年4月に岐阜中学校内に「岐阜夜間中学」が設けられた。修業年限5年商業科である。設立の目的として“昼間労務ニ服スルモノニ対シテ就学ノ便ヲ与ヘテ教育ノ機会ヲ均等ニ”することと述べられた<sup>27)</sup>。同時にこの経営については、“極メテ経済的ナ経営”がとられることも確認され、専任教員の数が少くなっている。入学者定員は50名、総定員は250名である。

各年度の入学志願者、入学者、教員数、などは、(表

(表一2) 岐阜夜間中学の状況

	入学志願者	入学者	教員		生徒数	卒業生
			専任教員	兼任教員		
昭6	104	54	1	9	54	
7	70	56	1	13	92	
8	91	56	2	18	132	
9	140	53	2	18	143	
10	130	56	4	18	180	
11	188	57	5	17	189	19
12	164	56	6	16	194	27
13	152	58	5	15	210	21

岐阜県教育要覧より作成

2) のとおりである。

以上みてきた、夜間中学の開校、各中学校間の格差の発生、さらには、昭和6年(1931)1月の中学校令施行規則の改正など中学校の多様化が制度的に進められていくことが明らかである。しかしながら、これらの多様化はいわゆる複線型という概念で一括される学校体系というよりは、中等教育の多様化としてとらえることが適切である。つまり、学校体系の枠組自体は、明治期以来変化しないが、中等教育の中に抽象的な学力が統一的な基準となり、その意味において各種の学校は多様となったのである。

例えば、夜間中学については、その卒業生が昭和11年(1936)3月に19名が第1回として卒業したが、他の県と同様に、文部省から専門学校入学検定規程によって昼間の中学生と同等の学力認定を与えられた<sup>28)</sup>。また、昭和9年(1934)からの改正により、岐阜中学と大垣中学には進学のための第二種のみが設けられ、他の7校には商業科(斐太、東濃、本巢、武義、第二)と農業科(海津、恵那)が設けられた。この場合も実業コースとしての第一種への希望生徒は少く、第一種でも上級学校進学の授業編成をとることも行なわれ、進学競争への要求が袋小路的な制度化に対抗していたといえる。

### D 小学校における積極的選別

#### 1. 尋常小学校と中学校との接続

小学校における評価がそのまま、中学校入学の選抜資料とされることが、積極的選別の大きな特徴である。今回の研究では小学校教育の変化について詳しく調べることができなかったため、詳論は次の機会に譲るが、積極的選別の内実を検討するのに必要な点だけを述べていくことにする。

まず、中学校入学者の内わけにおいて、尋常小学校卒業生の比率が高くなるのが、積極的選別を可能とする必要条件の一つである。全国的にみると、大正13年(1924)には全国の公私立中学入学者の66.27%が尋小卒であり、高等小1年修了者は21.03%高小卒は10.76%であり、高等小学校へ進学してから中学校へ入学した者が3割以上存在した。(ちなみにそれまでの尋小卒以外の者の中学入学者数の優位に対し、大正8年に尋小卒の者の比率が高くなった)これに対し、大正15年(1926)には、高等小学校から(一年修了或は卒業)の入学者は27.5%、昭和3年(1928)には22.9%、5年(1930)には15.5%、7年(1932)には10.6%とこの8年間にその占める割合は1/3に減少した<sup>29)</sup>。

このような経過をみると昭和3年度の入試改革が内申書中心の選抜法を導入しようとしたことは、現場に混乱

をおこしたことが推測できる。

ところで、高等小学校へ一旦進学してから中学校へ入学することは、通常、尋常卒業時点で中学校の入学試験に不合格となり、やむを得ず高小へ進学するという場合が多いと思われる。つまり中学校の受験競争がそれほど厳しくない時期には尋常小卒業後直ちに中学校へ入学できる者が増えると思われる。(もちろんこの場合は、高小からの入学者も容易に入学できると考えられるが)しかし、再び中学入学率が低下して、入学難となった場合にも、高小からの中学入学者が増えないとすれば、小学卒業時に浪人生活よりは実業学校等へ進学することの方を選択する者が増えたことを示しており、成績による進学指導が一般化していったことを示すものと思われる。

昭和8(1933)年以降、中学校入学率は再び下がり全国的に入学難が再現するが、この時尋常小卒業生の比率は87.9%(昭8年)86.3%(昭9年)85.7%(昭10年)とわずかに下がっていく。逆に高小からの入学者は、11.1%、13.0%、13.5%と上昇する。しかし大正期のような高率にはとうてい達しないのであり、ここに、小学校での進路指導が、発達していったことをみる可以考虑。

### 2. 小学校での職業指導

中学校の入試改革の訓令の5日後(昭和2年11月25日)に文部省訓令「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」が出された<sup>30)</sup>。ここでは、小学校において①児童生徒の性行、特長、学習状況および家庭環境などの精密な調査に基く資料の作成、②卒業後の職業選択、上級学校選択に際して“個性ニ基キテ其ノ長所ヲ進メ”適切な指導を行うこと、③その指導の場合は、学校と父兄保護者との連絡提携を密接にすることの三点が求められた。

岐阜県では同年12月7日に各学校に通知されているが、入試改革が県会で盛んに論議されたのに比べ、県全体として職業指導が論じられるようなことはなかった<sup>31)</sup>。

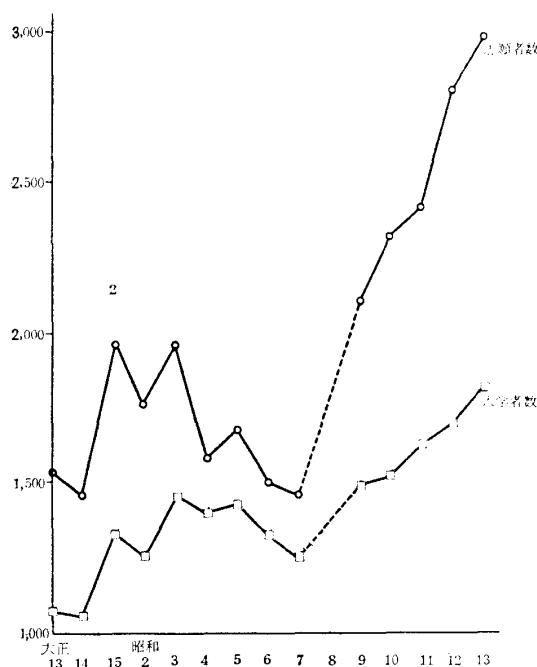
中学校入学希望者に対して、その志願を変更させ実業学校への進学を勧めたり、進学を断念させる方策が本格的に実施されるのは、昭和5年からである。昭和5年1月25日に“児童ニシテ其ノ性能環境ヲ顧ミス漫ニ中学校高等女学校ニ入学ヲ希望スル傾アルハ遺憾”であり、実業学校への進学をすすめる通牒が岐阜県では出される。これは文部省の指導に従ったものである。

全国的には中学校へ入学を志願した者のうち、指導により進学をとりやめたり、実業学校等へ変更した者の割合は、昭和3年には7.77%(うち志願変更は5.01%)4年には8.36%(同5.70%)5年には9.42%(同6.53%)である<sup>32)</sup>。次第に増加していく傾向が示されている。

一方、岐阜県における実業学校への志願者数・入学者数及び岐阜市内の金華小学校卒業生の進路の変化を次の(図-3)と(表-3)で示す。このグラフからだけでは、昭和3年から7年への志願者数は減少しており、職業指導、進路指導がどの程度志願者変更を生み出したかは不明である。

また岐阜市内は以前より商業学校の評価が相当高いことも明らかである。

(図-3) 岐阜県実業学校志願者数と入学者数



(注) 乙種実業学校の合計数、男女合計である。  
岐阜県統計課より作成。  
昭和8年度については、正確な数を出せなかった。

(表-3) 金華小学校卒業生(男子)の進路

卒業の年	卒業生数	中学進学率(%)	商業進学率(%)	工業進学率(%)	高小進学率(%)	その他(奉公・家事)
大正 15	137	12.4	12.4	1.5	62.8	10.9
昭和 2	128	16.4	7.8	2.3	60.9	12.5
3	118	13.6	23.7	3.4	54.2	5.1
4	144	11.8	16.0	2.1	60.4	9.7
5	115	16.5	20.9	0.9	54.8	7.0
6	90	11.1	18.9	1.1	60.0	8.9
7	109	13.8	20.2	0	59.6	6.4
8	134	15.7	10.4	0	65.7	8.2
9	115	8.7	13.9	0	73.0	4.3

(注) 各年度卒業生名籍より作成

### 3. 小学校での成績評価

学籍簿の成績評定として10点法が全国统一に定められるのは昭和13年(1938)の学籍簿改訂による。しかしそれ以前でも全国的に10点法は採用されていた。しかしこの



(表一4) 金華小学校の尋常6年卒業者成績分布状況(男子)

卒業の年	卒業生	学業			操行(%)		
		甲	乙	丙	甲	乙	丙
大正 15	137	28.5	47.4	24.1	26.3	370.1	3.6
昭和 2	128	24.2	44.5	31.3	35.2	49.2	15.6
3	118	34.7	41.5	23.7	44.1	44.9	11.0
4	144	33.3	48.6	18.1	41.7	45.1	13.2
5	115	32.2	53.9	13.9	34.8	63.5	1.7
6	90	40.0	43.3	16.7	40.0	55.6	4.4
7	109	31.2	52.3	16.5	33.0	65.1	1.8
8	134	35.8	47.8	16.4	41.0	47.8	11.2
9	115	44.3	36.5	19.1	43.5	48.7	7.8

(岐阜市立金華小学校「卒業児童名簿」より作成)

10点法は、統計学的に厳密な意味をもつものではない<sup>33)</sup>。実際に金華小学校の数年間の学籍簿は10点法で評定「1」や「2」のものは一人もいなかったのである。この10点法の外にも従来通りの甲2乙丙丁の評語による評価も一般的であった。各学校の卒業生名簿には操行、学業、体質などの名称で総合的な評価が評語で示されている。一例として、金華小学校の評定の配分を表として示す。

(表一4)

前述したように、当時の入学考査に使われた内申書とその記入法について今のところ、明確な資料を示すことができない。当時の教育雑誌には、愛知県では男女別に学年か学級別に5等分した区分を使用したこと、岐阜県では、学校内の順位によったことが記されている。10点法の成績素点を選抜基準として使用することはなかったわけである。その不可能なことを現場の教師は“小学校にて調査せる児童学業成績は児童相互の比較を主眼とするものにあらず。従って入学志願者相互の比較を主眼とすべき入学考査に之を主材料とするは不当なり”<sup>34)</sup>と、はっきりみぬいていた。

## Ⅱ 一応の結論と今後の課題

(1) 小論では第一章に入試制度論を考えるための一般的な前提を述べ、第二章では岐阜県の中学校入学試験制度の内容について調べたものの一部を叙述した。この第二章の意図は昭和初期の中学校入試の実態を正確に知ることが重要だという視点に立つものである。周知のように中等学校は戦前においても現在と同じく、文部省の直接監督下ではなく、各県の学務課の所掌となっており、中学校の入試制度の実際は各県レベルの資料を基礎としなければならない。だがこれまでそのような意図から戦前

期の中学校入試を論じたものはほとんどなかったと思われる。このような状況に対して、少しでも新しい資料をさぐりだすことが岐阜県を対象として研究を始めた出発点であった。しかしながら、大正から昭和初期については時期がまだ充分歴史的なものとなっていないためか、さらに入試関係資料は、必要がなくなればすぐさま廃棄されるためか、当時の入試制度を明確に示す資料は皆無とってよい。このような状況にあるゆえに、第2章はなるべく事実をそのまま書き記すようにしたものである。

(2) 岐阜県の中等教育

岐阜県を対象としたことは、当初それほどの意味があるわけではなかった。しかし前述したように、とくに合同選抜また今回は紹介できなかったが、岐阜市長良小学校の昭和初期における職業指導の全国的にもめざましい実践など今後考察すべき問題点は少くない。

岐阜県は昭和初期の中学校生徒数と人口(1万人)に対する割合は、34.3人であり、全国平均48.5人より15人も少なく、47道府県では下から5番目の低さであり決して中学校への進学意欲の高い県ではなかった。昭和10年に至って、40.7人と5人以上増加したが、全国平均は52.3人で、最高の福岡77.2人や、東京76.6人と比べるとまだきわめて中学生数が少い<sup>35)</sup>。第2章でみたように昭和4～6年にかけて全国的に中学生数が減少し、この時期には岐阜県の定員削減は他県よりも遅れ、昭和8年以降の中学入学志願者増大のときに逆に入学定員を下げるという行政的な遅れがその一つの原因ともみられる。

今回取扱った入試改革について東京の実施状況については岡部弥太郎が、当時の中学校関係者と受験した生徒へのアンケート調査の分析を行った<sup>36)</sup>。他の県の研究はほとんどみられないので比較できないが、今後隣接する愛知県、長野県のデータと比較し、岐阜県の特異性を明らかにしていきたい。

(3) 中等学校の入学試験制度の歴史は“公平性の確保”“適切なる能力の判定”“下級学校への悪影響の排除”<sup>37)</sup>、を基本原則とする制度改革と、その失敗の歴史であった。そこには国家の政治的・経済的要請と社会的な教育要求が交叉しぶつかりあっていた。一般的には日本の教育行政においては、民衆の教育要求がつねに国家文部省の教育政策的意図をいつも上回っていたとされる歴史的展開の中で、中等教育段階の入試制度はどのような段階的發展をしたかを考察しよう。

現在に至るまで積極的選別は3度導入された。第1回は本稿で取り扱った昭和3年の内申重視、口問口答の人物考査、身体検査という制度である。第2回は昭和14年から戦時下に行なわれ、戦後も新制高校発足まで残った

内申、人物、身体検査の三者総合判定によるものである。

(終戦後のいわゆる希望者全員入学の高校入試制度は、この戦前からの制度との関連の中でとらえられる。)そして第3回が現行の昭和42年度から実施されている調査書を重視し、学力試験はその科目を大幅に削減するという方式である。

これらの入試制度は学力テストが廃止或はその重要性が弱くなり、内申書や調査書が合格判定に重要である点で共通しており積極的選別の概念でまとめることができる。しかし今後の課題としては、それぞれの入試制度の質的な差異と共通性を明らかにしなければならない。すなわち①社会的背景として進学率の増加の程度或は、学校格差などによる実質的受験難の程度はどうか、②学校体系の単一性と多様性の程度③科学的教育評価理論の発展状況、④労働力の計画的形成への期待度、⑤親の教育権と共同体的な社会意識との相互関連——などの諸点が、それぞれの制度について比較されることである。

昭和3年の入試改革について上記の各点を整理すると次のようになる。①大正期の高等教育拡大に伴う中等教育への社会的要求の増大、とくに都市部での学校格差の顕在化による受験難の社会問題化、②夜間中学、中学校の多様化など戦前型の袋小路的複線型学校体系が次第に修正され、学力による選別が共通化する。しかし基本的には中学校、実業学校の枠組は残された。また商業学校などが職業的背景の上に名門として中学校と同等の地位にあった。③学校間で比較可能な客観的評価基準は確立されていない。④資本は義務教育の拡充による全体的なレベルアップを望まず<sup>38)</sup>、ようやく高等小学校での職業指導が開始されたにとどまる<sup>39)</sup>。⑤政治的な国民統合の要請がようやく叫ばれ始めたが、一般化するには至っていない。

これらの諸点の構造的な把握と各入試体制の比較は今後の研究課題である。

(4) 最後に入学試験制度論を学校の数や定員数によって説明するのではなく、学校制度とその学校での教育評価との一体的構造の中でとらえるために図式的な仮説を述べておきたい。これまで実証的に明らかにしてきたことから入学試験制度は中等学校の学校体系及び、評価基準と きわめて強く結びついている。それを3つの段階に区分すれば①身分制的な袋小路学校制度——人格付随的な諸能力による評定——家業や貧富による進路決定とその枠内での知的能力を試験で判定、②知的能力という抽象レベルで形式的に統一された多様な学校制度——知的能力による評定——消極的選別、③形式的平等の徹底した多様な学校又は総合制学校——学校で習得する(科学的か

つ国家的に基準をたてられた)能力=学力による評定——積極的選別。

上の仮説は学校体系の発展を複線型から単線型にととらえるのではなく、表面的な多様化と抽象レベルでの統一化とが表裏の関係で進むという視点に立ち、この抽象レベルの内実を、知的な学力の評価ととらえて図式的に示したものである。この検討は、次の課題とする。

最後に、中学校入試のようすを語って下さったたくさんの方々から感謝いたします。

## 注

- 1) 持田栄一『教育行政学序説—近代公教育批判—(遺稿)』1979.
- 2) 橋爪貞雄(ジェンクス他『不平等』1978の訳者あとがき) p. 385.
- 3) 持田栄一『学制改革』1973, p. 118.
- 4) 同上
- 5) 同上
- 6) 持田1979, 前掲書.
- 7) 同上, p. 162.
- 8) 海老原治善『教育政策の理論と歴史』1976, p. 127.
- 9) 久保義三『日本ファシズム教育政策史』1969, p. 165
- 10) 同上
- 11) 同上
- 12) たとえば斐太高同窓会『巴稜九十年』1976には大正年入学の久保田氏の話がのっている。また、東濃中学の明治末期の学校日誌には毎年、入学式の記事はあるが入学試験については全く触れられていない。
- 13) 大正元年(1912)の岐阜県統計書学事篇には(p. 65)“山間地方ニアルモノ(中学)ハ……生徒募集ノ際ハ各地方ニ出張勧誘シ其ノ結果漸クニシテ予定ノ人員ヲ収容スル状況”とある。
- 14) 宮坂広作「近代日本の学校制度と選抜問題」国民教育研究所『選抜制をめぐる基本的諸問題の検討』1963. p. 24.
- 15) 『岐阜県統計書, 大正8年』1920, p. 2.
- 16) 例えば東京朝日新聞には小学校訓導の自殺, 両親の発狂, 受験中の生徒の発狂, 入試問題漏えいなどが報道されている。
- 17) 水野文相談話, 昭和2年10月27日付東京朝日新聞.
- 18) 広島高師附小『学校教育』1928, 6月号, p. 239. 愛知県では、口答試問で順位のきまらないときは、もう一度口答試問をするように定めていた。
- 19) 同上, p. 300—301, 岐阜市立明德小学校のアンケート回答.

- 20) 昭和3年度の実施について、その直後文部省の督学官は、準備教育が行なわれなかったことや、特定校への集中が緩和したことをプラス面とし、内申が形式的で評価が困難の点などをマイナス点としていた。(東京朝日新聞、昭和3年3月16日号)
- 21) 文部省調査部『中等学校入学者選抜に関する制度の実施について』(文部時報、昭和4年1月21日号、p. 26—38)
- 22) 地方視学官の報告、『岐阜県会速記録』昭和4年12月13日付。
- 23) 岐阜県学務課、『県教育要覧』
- 24) 『岐阜県会速記録』昭和7年12月2日付。
- 25) 岐阜県公報、昭和3年3月17日付。
- 26) 当時岐阜中学教員の松原又一氏の話。  
また、広島高師附小、前掲書に(p. 287)岐阜中学のアンケート解答があり、新制度は内申点が高く判定が困難、性行については長所ばかりが多く参考にできない、時間がかかりすぎる、などの批判を加え、以前の制度にもどすよう求めている。これはまた、ほとんどの中学校側の意見でもある。
- 27) 『岐阜県会速記録』昭和5年12月8日付。
- 28) 同上、昭和10年12月7日付。
- 29) 各年度、文部省年報より。
- 30) この訓令が進学指導と関連していることについて例えば宮坂哲文は“たとえ職業指導という名のもとに訓令が出され実践が行なわれたにしても、それと表裏して進学問題も表面化してきており、さらにそれを大きく含んで、社会と学校との関連問題が……ひろく問われていたこと…”と述べる。(宮坂哲文『生活指導の基礎理論』1962, p. 256)
- 31) 岐阜市立長良小学校では石黒楨一校長の指導の下、全国的にも先進的な職業指導教育の実践、研究が行なわれていた。これについては別の機会に検討する。
- 32) 『文部省年報』368号, 1931.1.11.
- 33) 肥田野直によれば、当時すでに客観的な学力検査や評定尺度の標準化が行なわれていた。(岐阜県下では実施されなかったようであるが)肥田野直「教育評価」『戦後日本の教育改革第6巻、教育課程総論』1971, p. 659.
- 34) 東京府立第八高女校長のアンケート回答、岡部弥太郎『新制度による中等学校入学試験の研究』1929, p. 69.
- 35) 桜井役『中学教育史稿』1942. P 565.
- 36) 岡部、前掲書。
- 37) 文部省『わが国の教育のあゆみと今後の課題』1969.
- 38) 当時の産業界の労働力供給への要請は、“単純な熟練を要しない労働力”であった。(細谷俊夫『技術教育』1944, p. 257)  
また、大正13年(1924)文政審議会では義務教育延長案が資本家側の反対で成立しなかった。(久保義三、前掲書, p. 97)
- 39) 清原道寿は当時の学校職業指導は就職あっせんを中心とする職場順応主義であると批判する。(清原道寿「学校職業指導の歴史」全国進路指導研究会『現代進路指導入門』1968)これについては他の機会に述べる。